市民活動支援事業立上げ支援・協働型

三木市では、協働と参画のまちづくりを推進するため、市民活動支援 金の助成制度「立上げ支援型」「協働型」を通して、公益的な社会貢献に 係る分野で自主的に活動する団体の立上げなどに対して、助成を行って います。

- 事業目的-

この事業は、市民の皆さんの自主的な市民活動の育成を支援する制度です。皆さんが、進んで取り組まれている、取り組もうとしている社会貢献活動をより活発に展開し、いきいきとしたまちづくりを実現していくために、「市民活動支援事業」をご活用ください。

-応募について-

申請書類に必要な事項を記入のうえ提出してください。

受付期間	令和6年4月2日(火)~5月31日(金)
申請書類設置場所	市役所市民協働課、市民活動センター、各市立公民館に設置しています。 提出書類は、市のホームページからもダウンロードできます。 https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/14/6764.html
提出方法	市役所市民協働課へ申請書類を提出してください。 ※月曜から金曜までの午前8時30分から午後5時まで (土日祝は除く)
問合せ先	市役所市民協働課 電話 89-2311 (直通)

※提出された書類は返却しませんので、必ずコピーを取るようにしてください。

- 支援金の内容 -

種 類	上限額	支援回数
①立上げ支援型	1 回目 1 0 万円 2 回目以降 5 万円	計3回まで
②協働型	支援対象経費の総額の 1/2	支援回数制限なし

ー対象の団体ー

①立上げ 支援型	以下のいずれかに該当する団体 (1)設立2年未満(4月1日時点)で今までに当該支援金を 受けていない団体 (2)立上げ支援型の助成を2回まで受けたことがある団体
②協働型	市と共催事業を行うことが確実である団体 (団体の活動内容に共感し、事業を協働して実施する市担当部署が協働相手にあること。)
①・② 共通	以下の全てに該当する団体 (1)5名以上で構成され、市内在住の方が半数以上 (2)市内に住所、事務所があり、市内で活動をする (3)支援金以外の収入(会費、参加費、寄付金など)がある

◆政治又は宗教的な活動、法令等に違反する活動をしている団体は対象となりません。

-申請及び支援の条件-

①立上げ	対象となる活動を今年度中に12日以上行うこと
① 立上げ 支援型	対象となる活動を写年度中に12日以上11 りこと

一対象となる活動内容一

- (1)公益的な社会貢献に係る分野の活動
- (2)市内で企画し、実施する活動
- (3)地域課題を具体的に解決し、社会貢献に係わる活動
- (4)市民を主たる対象とする活動

- 対象とならない活動内容-

- (1)営利を主目的とした活動
- (2)団体の構成員のみを対象とする活動
- (3)市から別の補助金や委託を受けている活動
- (4)自治会活動など特定地域や参加者に限られた活動
- (5)趣味・愛好のサークル的な活動など参加者負担ですべき活動
- (6)募金、物品の寄贈及び親睦会等の活動

一対象となる経費ー

活動に要する経費のうち物品購入費、印刷製本費、交通費、通信運搬費、保険料などです。ただし、家賃、光熱水費、食糧費、団体の管理にかかる経費は対象となりません。詳しくは別紙を参照ください。

- 申請から事業完了までの流れ-

下表の「手続き順」の欄で二重下線の内容は、申請団体が行う手続きです。

さじり。	中 岑
手続き順	内。容
① 申請書類の提出	・所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、市
4月2日(火)から	役所市民協働課に提出してください。
5月31日(金)まで	
②書類審査	・申請内容が定められた要件に該当するか審査
	されます。
③ プレゼンテーショ	・審査会に出席いただき、活動内容等の説明や
	質疑の対応を行っていただきます。必ずご出
7 月頃	席ください。
	・審査会にて助成の採否の審査を行います。
④採否決定通知	・採択された場合は、支援金の予定額を通知し
7月頃	ます。
	・不採択の場合は、その旨の通知を行います。
	・採択団体は、市のホームページに活動内容等
	を掲載します。
⑤支援金の概算払請	・所定の請求書に振込先などを記入のうえ、市
求	役所市民協働課に提出してください。
概算請求する団体のみ	(実績報告書提出時に請求する場合は不要)
⑥概算払請求分の支	・請求書提出後、 1ヶ月前後 で支援金を指定の
援金交付	振込先に送金します。
⑦活動報告書・請求書	・計画の活動終了後、速やかに所定の報告用紙
の提出	に必要事項を記入のうえ、市役所市民協働課
3 月 3 1 日 (月) まで	に提出してください。
	※領収書(写し)、写真及びチラシなど、活動状
	況がわかる資料の提出が必要になります。
⑧支援金の確定通知	・活動報告書を審査のうえ、支援金の額を確定
	し通知します。確定額が概算払額に満たない
	場合は、その差額を返納していただきます。
⑨支援金の交付	・請求書提出後、 1ヶ月前後 で支援金を指定の
	振込先に送金します。
	がたこうなりの

一申請書類一

下表の書類を各1部ずつ提出してください。

1	市民活動支援金交付申請書(様式1)
2	市民活動支援金事業計画書(様式2)
3	市民活動支援金事業収支予算書(様式3)
4	申請概要調書
5	申請区分調書及び活動分野調書
6	活動のチラシや主な支出予定の明細など
7	構成員名簿(任意様式可)(氏名・住所・電話番号必須)
8	会則(任意様式)
9	団体要件・事業要件に関する宣誓書
※ 10	ボランティア・市民活動情報シート(ボランタリー活動プラザ
	みき用)
※ 11	事業報告書等(県に提出する書類)

- ※10 は未提出団体のみ
- ※11 は NPO 法人のみ提出

- 申請内容のプレゼンテーション-

市民活動支援金を申請された団体には、市民活動支援金審査会で、申請内容のプレゼンテーションと委員からの質疑の対応を行っていただきます。

日時	決まり次第、通知します。
出席人数	1団体3名まで
審查内容	申請書類及び活動内容等の説明により、活動の公益性、計画性、効果、先駆性及び将来性を総合的に考慮して審査します。
	団体の持ち時間は、説明と質疑で約15分です。

※欠席された場合は、不採択となりますのでご注意ください。

団体の活動内容等を広く周知し認識を深めていただくため、採択団体については、「団体紹介ポスター」の提出をお願いします。まちづくりをテーマにしたイベント(ボランタリーフェスタ他)等で活用します。また、市のホームページ等で各団体の活動内容情報を掲載しますので、ご了承ください。